

公益社団法人山梨県私学教育振興会
役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山梨県私学教育振興会(以下「振興会」という。)の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、会員以外から選任する理事及び監事に対しては、会議への出席毎に、次に掲げる区分による報酬を支払うこととし、当該年度末にまとめて支給するものとする。なお、2以上の会議に連続して出席した場合は、1回の出席とみなして支給する。

(1) 会員以外から選任する理事

- ア 理事会、総会、監事監査並びに各部会及び専門委員会等への出席 2千円
- イ 他団体主催会議(開催地が県内)への振興会を代表しての出席 2千円 ただし、主催者団体から報酬が支払われる場合を除く
- ウ 他団体主催会議(開催地が県外)への振興会を代表しての出席 5千円 ただし、主催者団体から報酬が支払われる場合を除く

(2) 会員以外から選任する監事

- ア 理事会、総会、監事監査並びに各部会及び専門委員会等への出席 1万円

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(費用の支払)

第4条 振興会は、役員がその職務の執行に当たって負担すべき費用又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用のうち旅費(宿泊費を含む。)については、振興会の理事会において別に定めるものとする。

(公 表)

第5条 振興会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の同意を得て、総会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年11月29日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、公益社団法人山梨県私学教育振興会の設立の日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月19日から施行し、平成30年6月20日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。